

伊丹市住宅改造助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生涯に渡り自宅での生活を希望する高齢者及び障害者が、住み慣れた住宅で安心して健やかな生活がおくれるように、介護及びその予防のため既存の住宅の改造等をする費用を助成することにより、福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「改造」とは、人生いきいき住宅助成事業実施要綱（平成30年兵庫県要綱。以下「兵庫県要綱」という。）に基づき、既存の建築物の構造耐力上主要な部分（建築物の倒壊の防止等を目的とする構造耐力上の面からみて主要な部分で、筋交いの入った構造耐力上必要な壁、柱等をいう。）の変更を伴わない、新たな部品の取付け、設備の更新等をいう。

(対象世帯)

第3条 この要綱による助成の対象となる世帯は、市内に居住し、自宅での生活を希望する次の各号のいずれかに該当する者（以下「対象者」という。）が属する世帯で、対象者のための住宅の改造を必要とするものとする。

- (1) 介護保険の要介護認定又は要支援認定を受けた被保険者（当該認定申請を行った者で市長が認める者を含む）
- (2) 身体障害者の手帳の交付を受けた者（当該手帳の交付申請を行った者で市長が認める者を含む）
- (3) 療育手帳の交付を受けた者（当該手帳の交付申請を行った者で市長が認める者を含む）

2 前項の規定にかかわらず、対象者が、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームに入所する予定がある場合、転居する予定がある場合その他当該住宅に居住しなくなる予定がある場合は、助成の対象としない。

(助成の対象等)

第4条 この要綱による助成の対象となる改造は、対象者が日常生活

を営むうえで必要があると市長が認めるものとする。この場合において、市長は、当該改造の必要性及び対象経費について、県要綱第8条の2第1項に基づき、次の各号から選任し、又は委嘱した住まいの改良相談員（以下「改良相談員」という。）に調整させるものとする。

- (1) 福祉関係職種
- (2) 保健・医療関係職種
- (3) 建築関係職種

2 前項の規定は、共同住宅については、原則として専用部分の改造に限り適用するものとし、賃貸住宅については、所有者の許可又は承認を得ている場合に限り適用するものとする。

（公営住宅に係る助成の対象）

第5条 前条の規定にかかわらず、公営住宅の改造については、当該住宅の事業主体に承認を得た場合で、原状回復が容易な改造であり、かつ改良相談員が特に必要と認めるものに限り、この要綱による助成の対象とする。

（申請）

第6条 この要綱による助成を受けようとする者又はその者の属する世帯の生計中心者は、伊丹市住宅改造助成事業実施申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 住宅改造工事計画書（図面）
- (2) 工事費見積書
- (3) 工事承諾書（家族所有の持家、借家及び公営住宅等の場合に限る。）
- (4) 世帯全員の前年分の所得税額を証明する書類等及び市県民税課税証明書（ただし、別表中A階層及びB階層については、市県民税課税証明書のみ。）

(5) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

（決定）

第7条 市長は、前条の申請を受けたときは、その必要性を検討して

助成の可否を決定し、伊丹市住宅改造助成事業実施決定（却下）通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

2 前項の決定に際し、市長は、第4条第1項に規定する改良相談員を活用するほか、保健、福祉サービスとの調整及び連携を図るため、必要に応じて関係機関との調整会議において助成の可否、内容等について検討させるものとする。

（工事内容の変更）

第8条 前条に基づく助成の決定を受けた者は、当該決定を受けた後、改造内容に変更が生じた場合は、速やかに市長に変更を申し出たのち、伊丹市住宅改造助成事業実施変更申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第9条 第7条に基づく助成の決定を受けた後、この要綱による助成を取り下げようとする者は、伊丹市住宅改造助成事業実施取下げ申請書（様式第4号）に伊丹市住宅改造助成事業決定（却下）通知書（様式第2号）を添えて、市長に提出しなければならない。

（変更の決定）

第10条 市長は、第8条の申請を受けたときは、その必要性を検討して助成の内容変更の可否を決定し、伊丹市住宅改造助成事業実施変更決定通知書（様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

（工事完了）

第11条 助成の決定を受けた者は、当該決定を受けた改造が完了した場合においては、速やかに工事契約書及び伊丹市住宅改造助成事業工事完了届（様式第6号）を市長に提出して、工事完了の確認を受けなければならない。

（助成金の請求）

第12条 助成の決定を受けた者は、前条の規定により工事完了の確認を受けた後、速やかに伊丹市住宅改造助成金請求書（様式第7号）に、当該工事に要した費用の額を証明する書類、その他必要な書類

を添えて市長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第13条 市長は、前条の請求を受けたときは、工事内容を審査し、
適当と認めるときは、助成金の額を確定し、申請者の請求に基づき
助成金を交付するものとする。

2 助成金の額は、改良相談員が現地確認のうえ、住宅改造の必要性
及び緊急性等を評価し、必要と認める範囲の改造に要する額（た
だし、1,000千円を限度とする。）から次の各号に掲げる額を控
除した額（以下「助成対象額」という。）に、別表に定める世帯階
区分に応じたバリアフリー改造の欄に定める助成率を乗じて得た額
（ただし、1千円未満は切り捨てた額）とする。

(1) 第3条第1項第1号に該当する者が属する世帯 介護保険法
（平成9年法律第123号）の居宅介護住宅改修費限度額又は介
護予防住宅改修費限度額

(2) 第3条第1項第2号に該当する者が属する世帯 障害者の日
常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年
法律第123号）における地域生活支援事業に位置づけられてい
る日常生活用具給付等事業の住宅改修費の支給対象となるもの
はその支給限度額

(助成決定の取消し等)

第14条 市長は、実施決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該
当するときは、助成の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な行為により事業の実施決定を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係
る部分について、既に助成金が交付されているときは、その返還を
命ずるものとする。

(財産の帰属)

第15条 この要綱による助成を受けたことにより得た財産は、申請
者に帰属する。ただし、原則として5年間助成を受けた箇所の改変

を行わないものとする。

(対象住宅の管理)

第16条 この事業の実施を受けた者は、再度助成を受けることはできない。また、他の助成事業と重ねて当該事業の助成を受けることはできない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長との協議により、再度当該事業の助成を認めることができる。

- (1) 対象者の身体機能等の著しい低下等により、その状況に合わせた改造が特に必要と認められる場合
- (2) この事業を受けた同一世帯で、新たな対象者が生じ、その状況に合わせた改造が特に必要と認められる場合
- (3) 著しく要介護状態が重くなった場合等で、以前に受給した介護保険制度の居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の額にかかわらず、改めてその時点での支給限度基準額までの住宅改修費の受給が可能となった場合

(介護保険制度等の優先)

第17条 この要綱の適用にあたっては、介護保険制度による住宅改修、障害者総合支援法における地域生活支援事業に位置づけられている日常生活用具給付等事業の対象となる住宅改修を優先して行うものとし、対象工事の実施にあたっては、福祉用具等の活用を図り、支援相談員及び関係機関等と連携の上、住宅改造と一体的に実施するものとする。

(事業の委託)

第18条 この要綱に基づく事務について、改良相談員の委嘱に関する事務ならびに助成金の交付決定及び交付の事務を除き、市長が適切と認めるものに委託することができる。

(細則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

(伊丹市住宅改造助成事業実施要綱の廃止)

2 伊丹市住宅改造助成事業実施要綱(平成3年9月1日施行)は、
廃止する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の伊丹市住宅改造助成事業実施要綱の規定
は、平成12年4月1日以後に申請書を提出した者について適用し、
同日前に申請書を提出した者については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の伊丹市住宅改造助成事業実施要綱の規定
は、平成15年4月1日以後に申請書を提出した者について適用し、
同日前に申請書を提出した者については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の伊丹市住宅改造助成事業実施要綱の規定
は、平成16年4月1日以後に申請書を提出した者について適用し、
同日前に申請書を提出した者については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の伊丹市住宅改造助成事業実施要綱の規定は、平成20年7月1日以後に申請書を提出した者について適用し、同日前に申請書を提出した者については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年3月30日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

世帯階層区分		バリアフリー改造
		助成率
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	3 / 3
B	生計中心者が当該年度分市町村民税非課税の世帯	9 / 10
C	生計中心者が前年分所得税非課税で当該年度分市町村民税均等割のみ課税の世帯	9 / 10
D	生計中心者が前年分所得税非課税で当該年度分市町村民税所得割及び均等割課税の世帯	2 / 3
E	生計中心者が前年分所得税課税の世帯（所得税の額が7万円以下の世帯であって、生計中心者が給与収入のみの者で前年分の給与収入金額が800万円以下の世帯及び生計中心者が給与収入のみ以外の者で前年分の所得金額が600万円以下の世帯）	1 / 2

備考 1 「給与収入金額」とは、住民税納税通知書等の支払給与の総額（税込み年収）をいい、「所得金額」とは、納税証明書等の所得金額をいう。ただし、所得税法上の譲渡所得、一時所得、雑所得、退職所得及び山林所得の所得金額を含まないものとする。

2 「所得税額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和2

2年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

(1) 所得税法第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項

(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条

3 申請書が、1月から6月までの間に受理された場合にあっては、「前年分の所得税」とあるのは「前々年分の所得税」とし、申請書が4月から6月までの間に受理された場合にあっては、「当該年度分の市町村民税」とあるのは「前年度分の市町村民税」とする。